

陳情第 1 号 国民健康保険制度の基盤強化と子育て世帯の負担軽減について国への意見書提出を要望する陳情書

討論一覧(討論順掲載)

反対討論 石原えりか 議員

医療制度全体の改革が必要である

この陳情書には国庫負担割合の引き上げなど財政支援の拡充が求められていますが、果たしてどれくらいの財政支援が必要なのか、またそれがいつまで続くべきなのかについての具体的な見通しが示されていない。無制限に財政支援を拡充することが本当に最善策なのでしょうか。そして、すべての国民にとって平等な支援となるのか。私はこの点に強く疑問を感じている。現行の国民健康保険制度においては、依然として高齢者が半数以上を占める状況の中で、医療費が増加している。医療費を抑制するためには、ただ単に財政支援を拡充するだけでは解決にならない。医療技術が進歩し、寿命が延びる中で、医療の質を維持しながら、どのように効率的に運営していくかを考えることが重要。単に財政支援を拡大するのではなく、予防医療や健康管理に力を入れ、医療費の増加を抑制するための根本的な施策を講じるべき。

賛成討論 門原武志 議員

税金の使い方を国会議員に考えてもらおう

「またか」と言われても継続的に陳情提出し、国保への問題共有を図る提出者に敬意を表する。提出者は私立高校の教員として授業料助成制度拡充を求める運動に 40 年も取組み、国政の課題になることにつながった。そうした姿勢に学ぶべきだ。憲法 25 条と国保法第 1 条で、国保は互助制度ではなく社会保障制度とされている。失業や退職などで誰もがかわりを持つ可能性がある国保で滞納が増えているが、他の公的医療保険制度では考えられないことだ。住民の命を守るためにあるはずの国保が、住民の暮らしを脅かすことがあってはならない。町の頑張りだけでは増税を防ぐのが難しい。国民はどこまで給付を減らされ、負担を増やされるのか。米国製の武器を借金してまで買うことにお金を使うのがどうなのか国会議員に考えてもらうために、持続可能な国保にするための財政基盤の強化を前提とした財政支援強化を求める意見書を国に継続して出し続けることに意義がある。

反対討論 高木佳子 議員

国民健康保険の財政基盤強化には、毎年約 3,400 億円の公費が投入され、低所得者向け保険料軽減措置には約 1,700 億円の公費が投じられています。この措置により一定の財政改善効果が見込まれるものの、医療費上昇に伴い負担が増加する構造は、公費投入の恒久化により財政的持続可能性を脅かす懸念があります。また、公費投入が特定層に集中することで納税者間の公平性が損なわれ、結果としてすべての国民が負担を分担する状況が生じる可能性が指摘されています。そのため、単なる一時的解決策である公費投入依存ではなく、医療費抑制策や制度全体の見直しを通じた持続可能な解決を図るべきです。予防医療や医療効率化の推進により、将来的な負担軽減が期待されるため、本陳情に反対する立場を表明します。

賛成討論 中野まさひろ 議員

公平性と財政基盤強化のため国費投入を!!

国の資料では、中小企業の従業員とその扶養家族が加入し加入者数が最も多い「協会けんぽ」と「市町村国保」の比較で、①平均年齢は 38.1 歳と 53.6 歳。②65 歳から 74 歳までの割合は 7.7%と 43.6%。③一人当たりの医療費は 18.6 万円と 37.9 万円である。「市町村国保」加入者は、自営業者・農業者・漁業者・退職者・職場の健康保険に加入できない方・無職の方などで、加入者の属性の違いがこれらの数値に反映している。所得に対する保険料の割合である保険料負担率は「協会けんぽ」が 7.5%、「市町村国保」が 10.3%で 1.4 倍の差がある。この制度間の不均衡の是正と全国で滞納が 11.5%という構造的な財政基盤の脆弱性改善のためには国費投入が必要である。全国知事会も九都県市首脳会議も「負担の公平性確保と国保財政の基盤強化のための国費投入」を求めている。昨年、愛知県議会も全会一致で同様の意見書を提出した。

反対討論 水川淳 議員

昨年可決された陳情と一字一句変わらない表題の本陳情について、昨年私が示した反対理由のどこを論破・説得されるのか、本文を精読し委員会で質疑したが、文中では物価高騰について 60 文字ほど加わる以外の差はなく、委員会でも昨年以前の同趣旨での請願・陳情で述べられる説明以上のものは得られなかったため賛成に転ずる理由はない。他の討論の中に、昨今の物価高騰に伴う生活困窮を理由としたものがあったが、物価高騰に伴う生活困窮対策は、生活全般に係るものであり、給付金などでひとまず手は打たれている。低所得者の生活困窮に寄り添うならば、その措置と一層の強化を求めるべきであり、国保だけ“狙い撃ち”されるのが大いに疑問である。一昨年以前から何度も丁寧に理由は述べてきた。被用者保険の被保険者にも、国民健康保険の被保険者にも、そのご家族にも、私の示す根拠のほうが正しいということをご理解いただけると確信している。